

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年4月3日	栗山運輸株式会社(法人番号2140001078284)代表者柴田浩司	兵庫県神戸市西区神出町小束野9番地の86	神戸	兵庫県神戸市西区神出町小束野9番地の86	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和4年7月20日及び同年9月2日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の3第2項、道路運送車両法第49条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	2	2
令和5年4月4日	嶋本運輸株式会社(法人番号6130001010839)代表者嶋本勇次郎	京都府京都市南区吉祥院嶋出在家町3-1	本社	京都府京都市南区吉祥院嶋出在家町3-1	輸送施設の使用停止(170日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年10月21日、前回行政処分の違反項目の改善が見受けられなかったことを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	25	17
令和5年4月5日	株式会社山本急配(法人番号8150001010208)代表者山本治郎	奈良県宇陀市芝生310番地7	本店	奈良県宇陀市小附1234番地2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年2月9日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年4月6日	正亀運送株式会社(法人番号7150001009812)代表者亀井俊宏	奈良県桜井市大字東新堂668-1	本社	奈良県桜井市大字三輪699番地の8	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年9月2日及び同年11月24日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	3	3
令和5年4月6日	株式会社小池(法人番号7120001043095)代表者小池理栄	大阪府大阪市西区南堀江2-3-4-903	本社	大阪府大阪市西区南堀江1-18-11	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年11月17日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第6号)、(3)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(5)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	16	16
令和5年4月10日	株式会社Will(法人番号4130001027835)代表者辰巳清司	京都府京都市伏見区三栖向町755	本社	京都府京都市伏見区三栖向町755番地	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和4年12月21日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年4月11日	株式会社金沢実業(法人番号4122001014450)代表者金沢雄大	大阪府東大阪市川田3丁目3番14号	本社	大阪府東大阪市川田3丁目3番14号	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年8月9日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2
令和5年4月11日	広和運輸株式会社(法人番号7120901009369)代表者海原広和	大阪府摂津市鳥飼上4-11-18	本社	大阪府摂津市鳥飼上4-11-18	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年6月24日及び同年10月17日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	21	12

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年4月12日	株式会社彰通商(法人番号7120101044844)代表者中山孝二	大阪府阪南市尾崎町537-3	本社	大阪府阪南市尾崎町537-3	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年9月8日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
令和5年4月18日	合同会社FREEDOM EXPRESS(法人番号7120103002156)代表者森本浩史	大阪府堺市中区田園387番地9	南大阪	大阪府羽曳野市伊賀188番地の3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年4月19日	株式会社ミドルフィールドサービス(法人番号3120101023133)代表者田中真也	大阪府堺市美原区平尾2353-1	本社	大阪府堺市東区大美野2-3/ハイム上高地506	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年9月2日及び同年10月20日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第6号)、(2)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの)及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。】の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(5)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(6)(7)点呼の実施違反【未実施】【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(8)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(11)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(12)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	10	10

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年4月19日	株式会社オーエスジェ(法人番号1120101052555)代表者阪口勝彦	大阪府南河内郡河南町一須賀15-1	本社	大阪府南河内郡河南町一須賀15-1	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年9月8日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第6号)、(3)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(6)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	14	14
令和5年4月19日	有限会社甲南運輸(法人番号9160002005576)代表者伊藤暢雄	滋賀県甲賀市甲南町柑子891	本社	滋賀県甲賀市甲南町柑子891	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年9月9日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別違反、種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年4月20日	株式会社セーフティー(法人番号6120101043599)代表者松永都々夢	大阪府和泉市伏屋町2-4-2	本社	大阪府和泉市伏屋町2-4-2	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年8月26日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2
令和5年4月24日	株式会社アールジーピーロジ(法人番号1130001068774)代表者反保広美	京都府長岡京市泉が丘9番地の3	本社	京都府乙訓郡大山崎町円明寺若宮前10-62ラブリール円明寺201号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年3月17日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0
令和5年4月26日	有限会社荒木運輸(法人番号4120102016093)代表者荒木隆	大阪府堺市西区築港新町1丁5番8号	本社	大阪府松原市阿保3丁目1番23号フレックスビル304号	輸送施設の使用停止(150日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年8月31日及び同年12月21日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	15	15

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年4月26日	有限会社納品ライナー(法人番号1120002004655)代表者尾竹優	大阪府門真市沖町8-7	本社	大阪府門真市沖町8-7	輸送施設の使用停止(190日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年11月10日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記録】(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	19	19
令和5年4月26日	株式会社山川運送(法人番号6130001009749)代表者山川美和	京都府京都市伏見区羽束師菱川町395	本社	京都府京都市伏見区羽束師菱川町395	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年9月7日、同年10月14日及び同年11月15日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)無車検運行(安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	7	7
令和5年4月28日	水間急配株式会社(法人番号3120001031723)代表者横田洋一	大阪府大阪市住之江区南港東3丁目2番40号	大阪南港	大阪府大阪市住之江区南港東3丁目2-40	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年9月20日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	2	2

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第31号。)が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、基準日車等公示中、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号、同条同項第5号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、第3条の4については、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号、同条同項第6号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、第3条の5とそれぞれ読み替える。